

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例  
の一部改正に関する意見募集の結果について

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正するに当たり平成27年8月6日から9月4日までの30日間意見募集をしましたところ、95人の方から272件のご意見をいただきました。

ご意見をお寄せいただいた方々の御協力に厚くお礼申し上げます。

つきましては、お寄せいただいたご意見とそれに対する警察の考え方について、下記資料のとおり取りまとめましたので、お知らせします。

1 意見募集の結果（別紙1）

- (1) 論点1 特定遊興飲食店営業の営業を認める地域
- (2) 論点2 風俗営業の延長営業時間
- (3) 論点3 ゲームセンターへの年少者の立ち入らせ規制の緩和

2 警察の考え方（別紙2）

- (1) 改正の趣旨と背景について
- (2) 論点1について
- (3) 論点2について
- (4) 論点3について

三重県警察本部  
生活安全部生活安全企画課  
許可等事務室

059-222-0110  
(内線 3021、3026)



別紙 1

1 意見募集の結果

(1) 論点 1 特定遊興飲食店営業の営業を認める地域（88件の意見）

○ 特定遊興飲食店営業の営業を認める地域を条例で指定すべきか

区 分	件 数	割 合
指定する	30件	34%
指定しない	51件	58%
そ の 他	7件	8%
合 計	88件	100%

その他の意見の内容		
・ 青少年健全育成の観点から、慎重に検討されたい		1件
・ 経済産業の事を考え、温泉街、旅館街、観光施設のある地域を指定するのは良い		1件
・ 未成年者の溜まり場や薬物や性犯罪などの好ましくない状況の温床にならないように厳格に規制し、管理監督をしっかりと欲しい		1件
・ 風俗営業が可能な地域とその周辺に留めるべき、深夜の騒音問題も考慮すべき		1件
・ 特に意見無し		3件
合 計		7件

○ 条例で地域を指定する場合、三重県内のどの地域を指定すべきか（複数回答有）

区 分	件 数	割 合
津 市	16件	22%
四日市市	15件	20%
松 阪 市	14件	19%
そ の 他	11件	15%
鈴 鹿 市	9件	12%
伊 勢 市	5件	7%
名 張 市	2件	3%
桑 名 市	1件	1%
伊 賀 市	1件	1%
合 計	74件	100%



その他の意見の内容		
・ 人口の多い地域		4件
・ 周辺に住宅が少ない所		2件
・ 三重県内 全ての市		1件
・ 一定の条件		1件
・ 飲食店の多い所		1件
・ 交番のある特定の範囲		1件
・ 業者の要望を協議して		1件
合 計		11件

(2) 論点2 風俗営業の延長営業時間（89件の意見）

○ 4地域で引き続き風俗営業の延長営業を認めるべきか

区 分	件 数	割 合
認 め る	73件	82%
認 め ない	10件	11%
そ の 他	6件	7%
合 計	89件	100%

その他の意見の内容	
・よくわからない	1件
・青少年健全育成の観点から、慎重に検討されたい	1件
・なぜ鈴鹿市平田町が入らないのか	1件
・現状に即した時間	1件
・もっと厳しくしたほうが良い	1件
・特に意見なし	1件
合 計	6件

○ 延長営業を認める場合、延長営業時間は何時まで認めるべきか。

区 分	件 数	割 合
午前6時	32件	44%
午前1時	26件	36%
午前2時	6件	8%
時間指定なし	4件	5%
午前2時から午前3時	2件	3%
午前5時	2件	3%
午前4時から午前5時	1件	1%
合 計	73件	100%

(3) 論点3 ゲームセンターへの年少者の立ち入らせ規制の緩和（95件の意見）

○ 16歳未満の者を客として立ち入らせることを制限する時間は、午後6時のままでよいか。

区 分	件 数	割 合
午後6時のまま	33件	35%
規制緩和を求める意見	30件	32%
午後7時	14件	15%
午後8時	13件	14%
規制なし	2件	2%
午後9時	1件	1%
午後10時	1件	1%
午後6時より早い時間	1件	1%
合 計	95件	101%

※四捨五入しているため、割合合計が100%にならない

○ 16歳未満の者を客として立ち入らせることについて、保護者の同伴を求めることの条件を認めるべきか。

区 分	件 数	割 合
認 め る	81件	85%
認めない	7件	7%
そ の 他	7件	7%
合 計	95件	99%

  

その他の意見の内容	
・規制緩和の意見	6件
・規制撤廃の意見	1件

※四捨五入しているため、割合合計が100%にならない

○ 保護者の同伴を求めることの条件を認める場合、何時まで認めるべきか

区 分	件 数	割 合
午後10時	44件	54%
午後 8時	17件	21%
午前 0時	6件	7%
規制時間なし	5件	6%
午後9時	4件	5%
午後6時	2件	2%
午後7時	1件	1%
午後8時から午後9時	1件	1%
午前1時	1件	1%
合 計	81件	98%

※四捨五入しているため、割合合計が100%にならない

## 別紙 2

### 2 警察の考え方

#### (1) 改正の趣旨と背景について

現行の風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（以下「風営法」といいます。）は、客にダンスをさせる営業を風俗営業として規制し、原則として、深夜において営んではならないこととするとともに、風俗営業以外の飲食店営業にあっても、深夜に客に遊興をさせてはならないこととしています。

しかし、近年の国民の生活様式の多様化が進み、ナイトライフの充実を求める国民の声が高まっていることや、ダンスに対する国民の意識が変化してきたことなどを踏まえ、政府の規制改革会議における検討の結果、「ダンスに係る風営法規制の見直し」等が盛り込まれた「規制改革実施計画」が昨年6月に閣議決定されました。

これを受け、警察庁において、外部の有識者からなる研究会から規制の見直しに関する提言を受けつつ、超党派のダンス文化推進議員連盟の議論も踏まえて風営法の改正についての検討が行われてきました。

こうした経緯を経て

- ダンスをさせる営業に係る規制の範囲の見直し
  - ア 風営法第2条第1号（キャバレー）と第2号（料理店、社交飲食店）の合併
  - イ 風営法第2条第3号（ダンス飲食店）を営業形態により低照度飲食店、特定遊興飲食店営業、飲食店営業に分割
  - ウ 風営法第2条第4号（ダンスホール等）の廃止
  - エ 特定遊興飲食店営業の新設
- 特定遊興飲食店営業に関する規定の整備
  - ・ 欠格事由を設け、不適格者等を排除
  - ・ 条例により、地域を定めて営業時間を制限することが可能（ホテル等内適合営業所は除外）
  - ・ 条例により、地域を定めて営業時間を制限することが可能
  - ・ 18歳未満の者の午後10時以降の立入りを制限
- 良好な風俗環境の保全を図るための規定の整備
  - ア 深夜に風俗営業又は特定遊興飲食店営業を営む者の義務を新設
    - ・ 営業所周辺における客の迷惑行為の防止措置
    - ・ 苦情処理に関する帳簿の備付け
  - イ 風俗環境保全協議会の設置
- その他所要の規定の整備
  - ゲームセンターへの18歳未満立ち入らせの制限に関する規定に、保護者の同伴規定を新設

などを内容とする改正風営法が、本年6月24日に公布されました。

施行日は、公布の日から起算して、1年を超えない範囲内において政令で定める日からですが、ダンスホール等の風俗営業からの除外については、すでに公布の日から施行されています。

また、特定遊興飲食店営業の申請受理の部分は、公布の日から起算して9か月を超

えない範囲内において政令で定める日から施行されます。

警察では、こうした風営法の改正の動きを受けて、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例（以後「三重県条例」といいます。）を改正する必要性が生じたため、先般、意見募集を実施しました。

いただいた意見に対する警察の考え方は、下記のとおりです。

## (2) 論点 1 について

論点 1 は、新設された特定遊興飲食店営業を認める地域を三重県条例で指定すべきかどうかについてであり、88 件の意見をいただきました。

結果は、指定するが 30 件、指定しないが 51 件、その他が 7 件でした。

今回、改正風営法で新設された「特定遊興飲食店営業」は、ナイトクラブその他設備を設けて、深夜（午前 0 時から午前 6 時までの間）において、客に遊興をさせ、かつ、客に酒類の提供を伴う飲食をさせる営業をいい、都道府県公安委員会の許可を受けなければならないとともに、必要な規制が設けられています。

警察としましては、この度の風営法の改正は、深夜の娯楽の充実を求める国民の声の高まり等を踏まえたもので、こうした需要にも十分配慮することが求められることから、新設された特定遊興飲食店営業の営業を認める地域を三重県条例で指定したいと考えています。

地域の指定に当たっては、政令で定める基準によりますが、この政令は、9 月 18 日から 10 月 17 日までの 30 日間意見募集をしたところで、まだ公布されていません。意見募集で示された政令案では、風俗営業の延長営業を認める基準と概ね同等であり、すでに風俗営業の延長営業地区として指定している四日市市、津市、松阪市、伊勢市の一部（以後「4 地区」といいます。）と同じ繁華街を指定することを考えています。

4 地区とした理由は、今回の特定遊興飲食店営業は、深夜において営まれることから、騒音や酔客等による風俗上の問題も発生する懸念があり、地域の状況や深夜の生活環境が大きく変化しうることとなります。

こういったことを考慮すると、現在、延長営業を認めている 4 地区は、客に娯楽と憩いを提供する営業所が密集している歓楽街であり、特定遊興飲食店営業に対する需要も高いと考えられること、設置基準の政令案にも合致すること、また、当該営業を歓楽街で営むことについては、すでに風俗営業の延長営業を認めていることから、地域の方からも一定の理解が得られると判断したことによります。

寄せられた意見には、地域を指定することに反対意見が多かったことから、やみくもに地域を拡大することはせずに、さらに、営業時間制限も実施するなど良好な風俗環境の保持にも配慮します。

## (3) 論点 2 について

論点 2 は、風俗営業の延長営業を認めるかどうかであり、89 件の意見をいただきました。結果は、認めるが 73 件、認めないが 10 件、その他が 6 件でした。

風俗営業は、適正に営まれば国民に健全な娯楽を提供するものとなり得るものである一方、営業の行われ方いかんによっては、娯乐的雰囲気や過度のものとなり、善良の風俗と清浄な風俗環境を害し、又は少年の健全育成に障害を及ぼすおそれがある

ため、必要な規制を行っているものです。

風俗営業の営業時間は、昭和59年の改正により、「午前0時から日出時までの時間に営んではならない。」と規定され、改正風営法でも「深夜（午前0時から午前6時までの時間をいいます。）その営業を営んではならない。」と表現の変更がなされたものの実質変更はありませんでした。

さらに、現在の風俗営業の延長営業は、平成10年の風営法の改正により認められたもので歓楽街において、深夜も風俗営業を利用したいという国民の要望が高いことや風俗営業の営業時間を延長しても風俗環境を害するおそれは比較的小さいと考えられたこと等から設けられたものです。

風俗営業の延長営業につきましては、風俗営業のうち、接待飲食等営業に限って認めており、いわゆる接待を伴う飲食店営業です。

警察としましては、論点1でも記載しましたように、改正風営法の趣旨を鑑みますと、すでに4地区で延長営業を認めてきたわけですから、引き続き、延長営業を認めることを考えています。

寄せられた意見のなかには、延長営業を認めないとの意見やその他の意見もありましたが、上記理由から御理解をお願いします。

次に、何時まで延長営業を認めるかについては、認めるとした73件のうち、午前6時が32件、午前1時が26件、午前2時が6件と上位を占めました。

改正風営法は、新設された特定遊興飲食店営業が午前0時から午前6時までの営業が可能となったことを受けて、風俗営業の延長時間である午前1時を撤廃し、午前0時以降としたのですが、朝まで営業が認められる特定遊興飲食店営業は、遊興できる酒類提供飲食店であり、接待等を伴う風俗営業とは、性格が異なるものです。

風営法という接待とは、歓乐的雰囲気醸し出す方法により客をもてなすことをいうと定義されています。

これは、慰安や歓楽を期待して来店する客の気持ちに応えるため、営業者側の積極的な行為として、相手を特定して、継続的な談笑・お酌、ゲームの実施、身体の密着等の興趣を添えるサービス等を行うことをいうものと解釈されています。

延長営業は、深夜酔客にサービスを提供することで、歓乐的雰囲気が過度なものとなったり、飲酒による自制心が低下し、酔客が迷惑行為を行ったりするなど風俗上の問題が生じるおそれがあることから、長時間の延長は認めず、現行の午前1時までと考えています。

寄せられた意見のなかには、午前6時までの延長営業を認めるとの意見が多くありましたが、上記理由により、現行の午前1時までの延長営業といたしたいと考えておりますので、御理解をお願いします。

#### (4) 論点3について

論点3は、ゲームセンターへの16歳未満の立ち入らせ規制をどうするかであり、95件の意見をいただきました。

まず、現行の16歳未満の午後6時規制については、午後6時のままが最も多く33件でした。次いで規制緩和を求める意見が30件、午後7時が14件、午後8時が13件と続きます。

三重県条例が、現行の16歳未満、午後6時の規制をしたのは、昭和59年の改正からで、すでに30年余りが経過しています。

ゲームセンターへの年少者の立ち入らせ規制は、非行少年がゲームセンターをたまり場とすることを防ぐことを主眼としているものです。

また、立ち入らせ規制を16歳としたのは、いわゆる義務教育を想定してのものであり、義務教育の年齢にある者は、本来勉学に励むべきであることから、夜間のゲームセンターへ立ち入らせを規制したものです。

時間を午後6時としたのは、日没を考慮し、暗くなるまでに帰宅することとしてのものですが、日没は季節により一定では無く、夏季と冬季の日没の間をとって午後6時としたものです。

一方でゲームセンターの業界からは、規制緩和の要望があることは承知していますが、義務教育に関する考え方は、30年余りの年月が経過しても変わらず、義務教育の年齢にある者は、勉学に励むべきと考え、現状の16歳未満、午後6時の規制を引き続き実施したいと考えています。

寄せられた意見の中には、規制緩和を求める意見や具体的な時間を指定していただいた方や逆に午後6時よりも早い時間にする意見もありましたが、上記理由によりますので、御理解をお願いします。

次に、保護者同伴の条件を認めるかについては、認めるが81件、認めないが7件、その他が7件でした。

保護者同伴の条件は、今回の改正法で認められたものですが、この趣旨は、一般的には、保護者が同伴していれば、年少者がゲームセンターをたまり場として非行集団を形成するおそれは低いと考えられること、業界団体から要望があること、カラオケボックス等は午後10時からの年少者の立ち入らせを規制していることと比べるとゲームセンターの規制は厳しいとの指摘があったことなどからです。

警察としましては、現在の夜型の生活リズムも配慮し、保護者同伴であれば、問題行動を起こすおそれも少なく、トラブルにも対応できることから、保護者同伴の条件を認めることと考えています。

さらに、何時まで認めるかについては、寄せられた意見は、午後10時までが44件と最も多く、次いで午後8時の17件、午前0時の6件などでした。

風営法では、ゲームセンターへの18歳未満の者の客としての立ち入らせを午後10時から翌日の日出時までの時間を禁止しており、改正風営法でも日出時が午前6時への語句変更されただけで実質変更は、ありませんでした。

また、三重県青少年健全育成条例（以後「青健条例」といいます。）では、深夜（午後10時から翌日の午前5時まで）における外出の制限として、「保護者はその監護に係る青少年をみだりに外出させないようにしなければならない。」との規定がありますことから、改正風営法の趣旨をはじめ、青健条例の制限も鑑み、風営法や青健条例の範囲内である午後10時前まで、保護者同伴であればゲームセンターへの16歳未満の者の客としての立ち入らせを認めるものと考えています。

寄せられた意見の中には、午後10時以外も37件ありましたが、上記理由によりますので、御理解をお願いします。